

被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

現 行		改 正 後	
被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱		被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱	
第1～第9 [略]		第1～第9 [略]	
<p>附 則 この要綱は、平成24年3月2日から施行し、平成23年11月21日以降の事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月25日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年5月16日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以降の予算に係る補助金から適用する。</p>		<p>附 則 この要綱は、平成24年3月2日から施行し、平成23年11月21日以降の事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月25日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年5月16日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以降の予算に係る補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和元年5月21日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度以降の予算に係る補助金から適用する。</u></p>	
別表第1（第3関係）		別表第1（第3関係）	
内 容	補 助 対 象 経 費	内 容	補 助 対 象 経 費
1 安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組	(1)～(4) [略]	1 安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組	(1)～(4) [略]
		補助対象経費に補助率 <u>(0.8)</u> を乗じた範囲内の額 (千円未満切捨て)	補助対象経費に補助率 <u>(0.6)</u> を乗じた範囲内の額 (千円未満切捨て)
2 地域の安全・安心を確保するための取組	(1)～(3) [略]	2 地域の安全・安心を確保するための取組	(1)～(3) [略]
		ただし、1(1)（放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実に係る取組に限る。）、(4)及び2に掲げる取組については、 <u>上記補助率を乗算しない。</u>	ただし、1(1)（放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実に係る取組に限る。）、(4)及び2に掲げる取組については、 <u>補助対象経費に補助率 (0.8) を乗じた範囲内の額 (千円未満切捨て)</u>
ただし、岩手県・宮城県・福島県以外から復興支援活動に参加・協力する教職員・生徒に係る旅費については、所要経費の1/2を上限とする。		ただし、岩手県・宮城県・福島県以外から復興支援活動に参加・協力する教職員・生徒に係る旅費については、所要経費の1/2を上限とする。	
摘 要	改正箇所は、下線のとおりである。		